

2024年6月

一般社団法人日本形成外科学会

会員 各位

一般社団法人日本形成外科学会

理事長 貴志 和生

2024年1月17日に、会員宛てメール配信をいたしました。2023年10月に開催されました理事会で、前理事会から引きつづき議論を行っております役員立候補制の導入に関しまして審議を行い、2025年度より役員立候補制を開始することとなりました。

そこで生じうる問題点と解決案を議論しましたところ、立候補者定数未達の場合には、追加公募が必要となりますので、これを鑑みますと現在のタイムスケジュールで行うのは難しく、このため評議員選挙を含めたスケジュールを2ヶ月程度前倒しする案が出され、社員総会でも承認されました。

つきましては、今回変更された事項について会員の皆様にご報告させていただきます。

役員立候補制の導入、それに伴う評議員選挙前倒しの案内

・評議員選挙日程の前倒しについて

《3頁目参照》

3頁図の通り、役員への立候補期間があるため、評議員選挙を例年行われている期日より前倒しする予定ですので、注意して下さい。

	例年	今年度（2024年度）
選挙公示 有権者名簿配布	10月20日	2024年8月20日頃 (日形会誌掲載)
異議申し立て締切	11月15日	上記公示より14日間
評議員立候補届出締切	11月30日	2024年9月30日(月) 消印有効
立候補者の公示 投票用紙配布	翌年1月初旬	2024年11月11日(月)
投票締切	2月1日	2024年12月1日(日) 11月30日(土)消印有効

なお、従前の通り、下記選挙権および被選挙権に変更はありませんので、会費の納入状況、現在登録されている希望通信先については、会員マイページで各自確認をお願いします。

日本形成外科学会定款第6条3項により、有権者は2024年6月30日（日）までに2024年度の会費を完納した日本形成外科学会専門医または会員歴8年以上の正会員に限ります。また、被選挙人となるためには選挙権を有する同上の会員たる事を要し、当該年（2025年）の3月31日に満65歳未満であるものとします。有権者のうち、公示日までに退会承認された会員は有権者名簿より除かれます。

日本形成外科学会定款細則第4条2項により所属選挙区は選挙の行われる事業年度の6月30日現在での会員が指定した希望通信先と致します。

◆会員マイページ

<https://mypage.sasj2.net/site/jsprs/login>

・役員立候補日程について

12月1日の選挙期日をむかえ、選挙管理委員会は開票作業を行い、理事長と評議員立候補者に結果を速やかに通知した後、会員へ選挙結果をホームページとメールで公表します。

2024年12月上旬～中旬	評議員選挙結果公示
上記公示から14日間	評議員選挙結果に関する異議申し立て期間
2024年12月中旬～下旬	役員選挙公示 ※確定評議員に対し役員立候補案内の送付
2025年1月31日(金)消印有効	役員立候補届提出締切
※下記立候補者数定数未達の場合	
2025年2月中旬	役員選挙再公募告示
2025年3月15日(土)消印有効	役員立候補届提出(再公募)締切
2025年4月1日(火)	役員選挙公示 ※確定評議員に対し役員選投票案内等の送付
2025年4月15日(火)	新役員選挙
※2025年度社員総会内	

役員立候補に必要な書類等については、期日が近くなりましたら公示させていただきます。

今後ともご協力よろしくお願いいたします。

前倒し選挙日程

2025.7月

2025.3.1

2025.4.1

12月中～下旬
新評議員確定

2024.12.1
選挙期日

2024.11.10

2024.9.30 2024.8月末

2025.4.15

2025.3.15

2025.1.31



第三回理事会Ⅱ各種委員会人事確定

総会
総会会期中に新旧理事会と第一回新理事会・第二回理事会開催
第一回理事会Ⅱ代表理事選出
第二回理事会Ⅱ常務理事・各種委員会委員長・担当理事選任

第68回日本形成外科学会前日社員総会にて新役員選挙・学術集會会長選挙
会員総会(通常初日昼)

役員選挙告示(一)
立候補者氏名の開示
投票用のD・Dは前回同様に案内

役員立候補届出期間二回目(三月十五日消印有効)

役員選挙再公募告示

*立候補者数定数未達の場合

一月三十一日
学術集會・会長選届け出締め切り
二月の理事会で会長候補者決定

役員立候補届出期間(一月三十一日消印有効)

役員選挙告示(一) 確定評議員に対して役員(理事・監事)立候補の案内

(選挙結果に関する異議申し立て期間)
14日間
*学芸誌一月号に掲載

選挙管理委員会は理事長と候補者に開票結果を速やかに通知
評議員開票結果の会員への告知(ETと会員へメール配信)

評議員投票期間(十一月三十日消印有効)

評議員選挙告示(一) 選挙区別評議員定数及び立候補者氏名の開示
投票用紙・返信用封筒送付

評議員立候補届出期間(九月三十日消印有効)

評議員選挙告示(一) 有権者(選挙権・被選挙権)名簿の開示
(選挙権に関する異議申し立て期間)
14日間

新役員任期

現役員任期

新評議員任期

理事長指名議員任期

現評議員任期

現理事長指名議員任期